

佐久市文化財保護審議会会議次第

日 時 平成 23 年 11 月 25 日 (金)
午後 1 時 30 分～
場 所 佐久市役所 501 会議室

○委嘱書交付

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 会長・会長代理の選出について
- 5 会長・会長代理あいさつ
- 6 協議
佐久市文化財保護審議会委員の役割について
その他
- 7 市内文化財の視察（文化財パトロール）
 - 八幡神社
 - 旧中込学校
 - 旧志賀村役場
- 8 閉 会

○佐久市文化財保護条例

平成17年4月1日条例第221号

佐久市文化財保護条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 有形文化財（第4条—第19条）
- 第3章 無形文化財（第20条—第25条）
- 第4章 民俗文化財（第26条—第30条）
- 第5章 史跡名勝天然記念物（第31条—第34条）
- 第6章 佐久市選定保存技術（第35条—第37条）
- 第7章 審議会（第38条—第42条）
- 第8章 補則（第43条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び長野県文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号。以下「県条例」という。）に基づき指定を受けた文化財以外の文化財で本市の区域内に存するものうち主要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化向上に資するとともに、わが国の文化の進歩に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で「文化財」とは、法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

（財産権の尊重及び他の公益との調整）

第3条 佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 有形文化財

（指定）

第4条 教育委員会は、本市の区域内に存する有形文化財のうち、重要なものを佐久市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定により指定しようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者又は権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合はこの限りではない。

3 第1項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、第38条に定める佐久市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに当該所有者等に通知して行うものとする。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該所有者に指定書を交付しなければならない。

（解除）

第5条 前条により指定された市指定有形文化財が、市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除については、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

3 市指定有形文化財が、法第27条第1項の規定による重要文化財の指定又は県条例第4条の規定による長野県宝の指定を受けたときは、当該市指定有形文化財の指定は解除されたものとする。

4 第1項及び前項の規定による指定の解除があったときは、所有者等は速やかに指定書を教育委員会に返付しなければならない。

（所有者等の管理義務及び管理責任者）

第6条 市指定有形文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員

会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 市指定有形文化財の所有者等は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、市指定有形文化財の所有者等は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 第1項の規定は、管理責任者について準用する。

（所有者等の変更等）

第7条 市指定有形文化財の所有者等に変更があったときは、新たに所有者等となった者（以下「新所有者等」という。）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者等又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（滅失、損傷等）

第8条 市指定有形文化財の全部若しくは一部が滅失し、若しくは損傷し、若しくはこれを亡失し、又は盗み取られたときは、当該市指定有形文化財の所有者等（管理責任者がある場合は、その者。次条において同じ。）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（所在の変更）

第9条 市指定有形文化財の場所を変更しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者等は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める事由に該当する場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後、届け出ることをもって足りるものとする。

（修理）

第10条 市指定有形文化財の修理は、当該市指定有形文化財の所有者が行うものとする。

（管理又は修理に関する勧告）

第11条 市指定有形文化財の管理が適当でないため、当該市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、市指定有形文化財の所有者等又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関して必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

（経費の補助）

第12条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、当該市指定有形文化財の所有者等がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市は、その経費の全部又は一部を予算の範囲内で補助することができる。

（現状変更等の制限）

第13条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、非常災害のために必要な応急措置を執る場合を除き、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、あらかじめ届け出ることをもって足りる。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が、前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

（修理の届出等）

第14条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第11条第2項の規定による勧告、第12

条の規定による補助又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

- 2 保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言をすることができる。

(標識等の設置)

第15条 教育委員会は、教育委員会規則で定める基準により、必要と認める市指定有形文化財の標識及び説明板を設置するものとする。

- 2 市指定有形文化財の所有者等は、教育委員会規則で定める基準により、市指定有形文化財の管理に必要な境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(環境保全)

第16条 教育委員会は、市指定有形文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設の設置を命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

- 3 第1項に規定する施設の設置には、第12条の規定を準用する。

(公開)

第17条 市指定有形文化財の公開は、所有者等が行うものとする。

- 2 前項の規定は、所有者等の出品に係る市指定有形文化財を、当該所有者等以外の者が公開の用に供することを妨げるものでない。

- 3 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者等に対し、期間を定めて、教育委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

- 4 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者等に対し、期間を定めて、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

- 5 第3項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、その全部又は一部を市の負担とすることができる。

- 6 市は、第3項の規定により出品した所有者等に対し、出品料を支払うことができる。

- 7 第3項又は第4項の規定により出品し、又は公開したことに起因して、当該市指定有形文化財が滅失し、又は損傷したときは、市は、所有者等に対し、その通常生ずべき損失を補償するものとする。ただし、これらの者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は損傷した場合は、この限りでない。

- 8 第3項の規定に該当する場合を除き、市指定有形文化財の所有者等以外の者が、その主催する展覧会その他の催しにおいて市指定有形文化財を公開しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

- 9 教育委員会は、第4項又は前項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(報告の徴取)

第18条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者等又は管理責任者に対し、市指定有形文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況について報告を求めることができる。

(所有者等の変更に伴う権利義務の承継)

第19条 市指定有形文化財の所有者等に変更があったときは、新所有者等は、当該市指定有形文化財に関し、この条例に基づく教育委員会の命令、指示その他の処分による従前の所有者等の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、従前の所有者は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時に、その指定書を新たに所有者となる者に引き渡さなければならない。

第3章 無形文化財

(指定)

第20条 教育委員会は、市の区域内に存する無形文化財のうち重要なものを佐久市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、あらかじめ、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で、代表者の定

めのあるものをいう。以下同じ。)の同意を得て認定しなければならない。

- 3 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを追加認定することができる。
- 4 第1項の規定により指定するときは、第4条第3項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条第4項中「所有者等」とあるのは、「保持者又は保持団体の代表者」と読み替えるものとする。

(解除)

第21条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 市指定無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、市指定無形文化財の保持団体がその構成員の異動等のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。
- 3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第4条第3項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条第4項中「所有者等」とあるのは、「保持者又は保持団体の代表者」と読み替えるものとする。
- 4 市指定無形文化財について法第56条の3第1項の規定による重要無形文化財の指定又は県条例第19条の規定による長野県無形文化財の指定があつたときは、当該市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。
- 5 市指定無形文化財の保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、市指定無形文化財の保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、当該市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合においては、教育委員会はその旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更)

第22条 市指定無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、保持者又は相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。市指定無形文化財の保持団体が名称、住所若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(解散の場合にあっては、代表者であつた者)について、同様とする。

(保存)

- 第23条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について、記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置をとり、又は保持者、保持団体その他適当な者を選定してこれらの措置をとらせることができる。
- 2 市は、前項の保持者、保持団体その他の者に対し、市指定無形文化財の保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(公開)

第24条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

- 2 前項の規定による公開のために要する費用は、その全部又は一部を市の負担とすることができる。
- 3 第1項の規定による公開には、第17条第9項の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第25条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第4章 民俗文化財

(指定)

第26条 教育委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財のうち重要なものを佐久市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財のうち重要なものを佐久市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には、第4条第2項から第6項までの規定を準用

する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定には、第4条第3項の規定を準用する。

4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定に当たっては、教育委員会はその旨を告示しなければならない。

(解除)

第27条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第4条第3項から第5項まで及び第5条第4項の規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除には、第4条第3項の規定を準用する。

4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除に当たっては、教育委員会はその旨を告示しなければならない。

5 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について、法第56条の10第1項の規定による重要有形民俗文化財若しくは重要無形民俗文化財の指定又は県条例第25条第1項の規定による指定があったときは、佐久市の指定は解除されたものとする。

6 前項の規定による市指定有形民俗文化財の解除には、第5条第4項の規定を準用する。

(市指定有形民俗文化財の保護)

第28条 市指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る市指定有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第29条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、その記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、市は当該無形民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開を行う者に対し、これに要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 第4条第3項の規定は、前項の規定による選択について準用する。

(準用規定)

第30条 第6条から第12条まで、第14条及び第17条から第19条までの規定は、市指定有形民俗文化財について、第22条から第24条までの規定は、市指定無形民俗文化財についてそれぞれ準用する。

第5章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第31条 教育委員会は、市の区域内に存する記念物のうち重要なものを佐久市指定史跡、佐久市指定名勝又は佐久市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解除)

第32条 市指定史跡名勝天然記念物が、市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、市指定史跡名勝天然記念物の指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

3 市指定史跡名勝天然記念物について、法第69条第1項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定又は県条例第30条第1項の指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第33条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者等（次条において準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(準用規定)

第34条 第6条から第8条まで、第10条から第16条まで、第18条及び第19条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。この場合において、第10条から第12条まで及び第14条の規定中「修理」とあるのは、「復旧」と読み替えるものとする。

第6章 佐久市選定保存技術

(選定等)

第35条 教育委員会は、市の区域に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの（法第83条の7第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの及び県条例第35条第1項の規定による長野県選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち保存の措置を講ずる必要があるものを佐久市選定保存技術（以下「市選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により選定をするに当たっては、あらかじめ、当該市選定保存技術の保持者又は保存団体（市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体で、代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）の同意を得て、保持者又は保存団体を認定しなければならない。

3 第1項の規定による選定及び前項の規定による認定には、第4条第3項から第5項まで及び第20条第3項の規定を準用する。この場合において、第4条第4項中「所有者等」とあるのは、「保持者又は保存団体の代表者」と読み替えるものとする。

(解除)

第36条 市選定保存技術について、保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その選定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

4 市選定保存技術について、法第83条の7第1項の規定による選定保存技術の選定又は県条例第35条第1項の規定による長野県選定保存技術の選定があったときは、当該市選定保存技術の選定は解除されたものとする。

(準用規定)

第37条 第21条第5項、第22条及び第23条の規定は、市選定保存技術について準用する。

第7章 審議会

(設置)

第38条 教育委員会は、第1条の目的を達成するため、諮問機関として佐久市文化財保護審議会を置く。

(組織)

第39条 審議会の委員の定数は、10人以内とする。

2 委員は、識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

第40条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第41条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第42条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第8章 補則

(委任)

第43条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐久市文化財保護条例(昭和54年佐久市条例第22号)、臼田町文化財保護条例(昭和42年臼田町条例第8号)、浅科村文化財保護条例(昭和39年浅科村条例第10号)又は望月町文化財保護条例(昭和60年望月町条例第15号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なおそれぞれ合併前の条例の例による。

指定文化財一覧表

平成23年11月25日現在

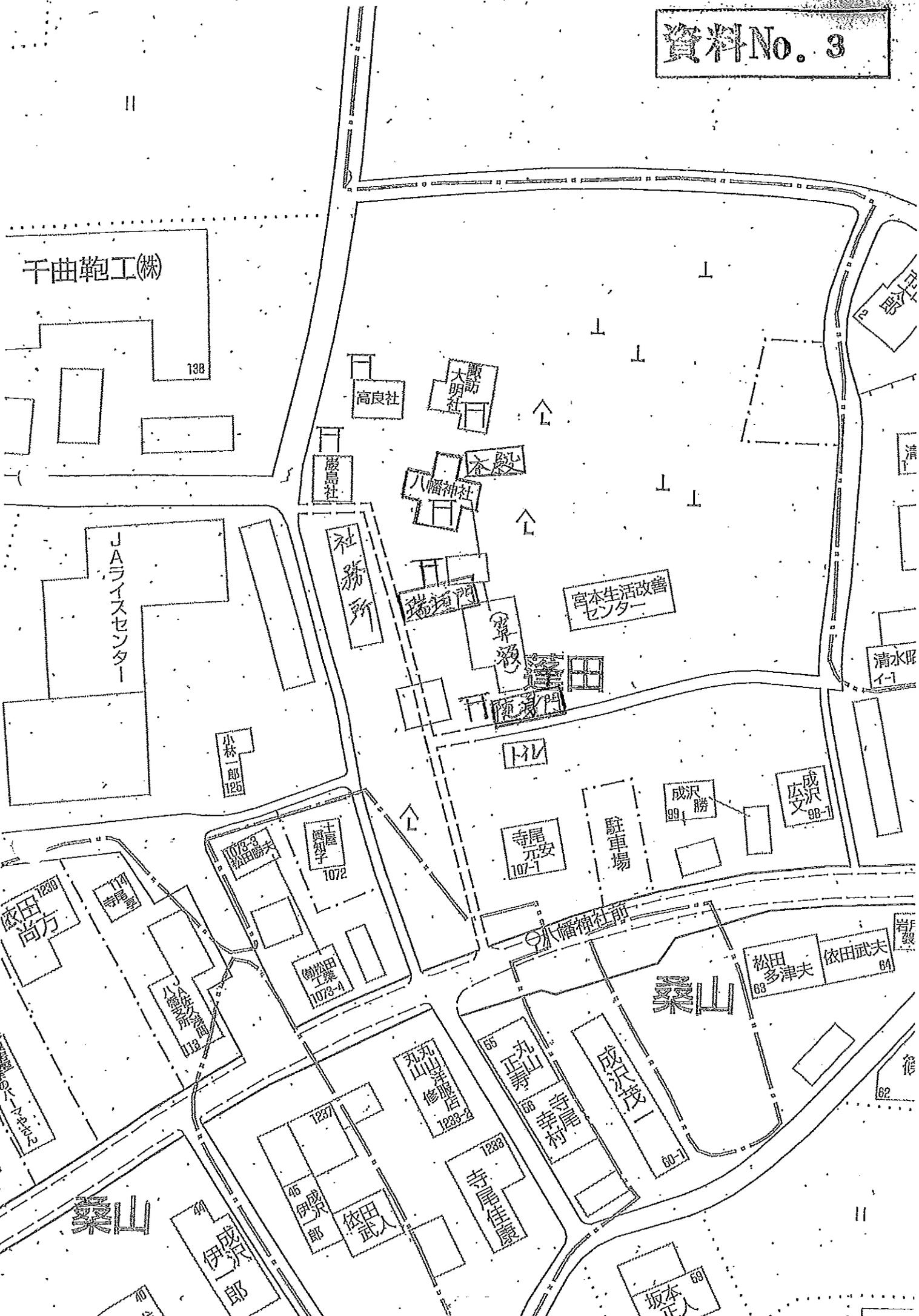
指定区分		文化財名	名称	員数	所在地	所有者	指定年月日	
国指定 (十五件)	1	1	史 跡	旧中込学校	1ヶ所	中込	佐久市	S44.4.12
	2	2	史 跡	龍岡城跡	1ヶ所	田口	佐久市	S9.5.1
	3	3	重要文化財	旧中込学校校舎(附 建築文書3点)	1棟	中込	佐久市	S44.3.12
	4	4	重要文化財	紙本着色一遍上人絵伝 巻第二	1巻	野沢	金台寺	S9.1.30
	5	5	重要文化財	紙本墨書他阿上人自筆仮名消息	1軸	野沢	金台寺	S9.1.30
	6	6	重要文化財	駒形神社本殿(附 棟札4枚)	1棟	塚原	駒形神社	S24.5.30
	7	7	重要文化財	鉄 鐘	1口	跡部	藤沢平治	S52.6.11
	8	8	重要文化財	新海三社神社三重塔	1棟	田口	新海三社神社	M40.8.28
	9	9	重要文化財	新海三社神社東本社	1棟	田口	新海三社神社	S12.7.29
	10	10	重要文化財	六地蔵壇	1基	入沢	佐久市	S36.3.23
	11	11	重要文化財	高良社(旧八幡神社本殿)	1棟	蓬田	八幡神社	S17.12.22
	12	12	重要文化財	福王寺の木造阿弥陀如来坐像	1体	協和	福王寺	S25.8.29
	13	13	重要文化財	真山家住宅	2棟	望月	真山純子	S48.6.2
	14	14	天然記念物	岩村田ヒカリゴケ産地	1ヶ所	岩村田	佐久市	T10.3.3
	15	15	重要無形民俗文化財	跡部の踊り念仏	1つ	跡部	跡部踊り念仏保存会	H12.12.27
県指定 (二十三件)	16	1	県 宝	木造阿弥陀如来坐像	1体	岩村田	西念寺	S34.11.9
	17	2	県 宝	木造地藏菩薩半跏倚像	1体	根々井	正法寺	S44.5.15
	18	3	県 宝	木造阿弥陀如来及び両脇侍立像	3体	安原	安養寺	H6.8.15
	19	4	県 宝	版本大般若経	577巻	安原	安養寺	S63.3.24
	20	5	県 宝	貞祥寺三重塔	1基	前山	貞祥寺	H4.9.10
	21	6	県 宝	貞祥寺惣門及び山門	2門	前山	貞祥寺	H15.4.21
	22	7	県 宝	井出家座敷	1室	白田	井出 温	S50.7.21
	23	8	県 宝	上宮寺梵鐘	1基	田口	上宮寺	S52.3.31
	24	9	県 宝	鍔銅箔鍍金花瓶	1口	白田	弥勒寺	S61.3.27
	25	10	史 跡	三河田大塚古墳	1基	三河田	柳沢 茂	S37.7.12
	26	11	史 跡	五郎兵衛用水跡	1路	望月・浅科	佐久市・建設省	S58.12.26
	27	12	史 跡	伴野城跡	1ヶ所	野沢	大伴神社・佐久市	S40.4.30
	28	13	史 跡	根井氏館跡	1ヶ所	根々井	正法寺	S40.7.29
	29	14	史 跡	北高禅師墓碑	1基	岩村田	龍雲寺	S44.10.2
	30	15	史 跡	岩尾城跡	1ヶ所	鳴瀬	個人39人	S46.5.27
	31	16	史 跡	平賀氏城跡	1ヶ所	常和	個人37人	S46.5.27
	32	17	史 跡	大井城跡(王城・黒岩城)	2ヶ所	岩村田	個人34人	S46.5.27
	33	18	天然記念物	王城のケヤキ	1本	岩村田	荒宿十二社	S61.3.27
	34	19	天然記念物	広川原の洞穴群	11穴9池	田口	禅昌寺	S51.3.29
	35	20	無形民俗文化財	湯原神社式三番	1つ	湯原	湯原神社式三番保存会	S56.2.2
	36	21	県 宝	刀	1口	瀬戸	寺尾文孝	S41.3.17
	37	22	県 宝	金剛力士像	2体	田口	上宮寺	H21.4.20
	38	23	県 宝	木造伝法燈国師坐像	1体	安原	安養寺	H22.10.18
市指定	39	1	有形文化財	相沢寺仏面	41面	白田	相沢寺	S48.3.10
	40	2	史 跡	瀧ノ峯古墳群	4基	根岸	個人6名	S62.10.20
	41	3	史 跡	後沢遺跡	1ヶ所	小宮山	佐久市	S62.10.20
	42	4	史 跡	蛇塚古墳	1基	白田	佐久市	S47.5.5
	43	5	史 跡	幸神古墳群	4基	田口	新海三社神社	S47.5.5
	44	6	史 跡	西の窪19号古墳	1基	入沢	桜井 やす	S47.5.5
	45	7	史 跡	塩名田本陣跡	1棟	塩名田	丸山 憲一	S25.12.1

指定区分		文化財名	名称	員数	所在地	所有者	指定年月日	
市指定 (百三十三)	46	8	史 跡	御馬寄古城跡	1ヶ所	御馬寄	山浦 幸之助外	S25.12.1
	47	9	史 跡	中山道一里塚跡	1ヶ所	甲	山本 武広	H9.2.20
	48	10	史 跡	土合一号古墳	1基	甲	金箱 保	S25.12.1
	49	11	史 跡	火の雨塚古墳	1基	桑山	寺尾 福丸	S25.12.1
	50	12	史 跡	八幡宿本陣跡	1ヶ所	八幡	小松 勇夫	H9.2.20
	51	13	史 跡	野馬除け柵跡	数カ所	御牧原	個人所有	S35.8.15
	52	14	史 跡	虚空蔵のろし場跡	1ヶ所	矢嶋	八幡神社	S25.12.1
	53	15	史 跡	兜山古墳	2基	八幡・蓬田	依田 仁	H16.11.24
	54	16	史 跡	下吹上遺跡	1ヶ所	協和	佐久市	S61.9.10
	55	17	史 跡	中山道		布施・望月・茂田井	佐久市	S61.9.10
	56	18	史 跡	王塚古墳	1基	協和	比田井区	S61.9.10
	57	19	史 跡	大梅禅師墓碑	1基	内山	正安寺	S45.10.1
	58	20	史 跡	鶉縄沢端一里塚東塚	1基	岩村田	関口芳幸	S45.10.1
	59	21	史 跡	安原大塚古墳	1基	安原	英多神社	S45.10.1
	60	22	史 跡	北西ノ久保の石造塔婆群	1群	岩村田	信州短期大学	S49.12.1
	61	23	史 跡	正楽院の供養塔	1基	平賀	長福寺	S49.12.1
	62	24	史 跡	前山城跡	1ヶ所	前山	個人11人	S56.4.23
	63	25	史 跡	舟つなぎ石	1	埴名田千島川河川敷		S25.12.1
	64	26	天然記念物	白山神社イチキの古樹	1本	常和	白山神社	S45.10.1
	65	27	天然記念物	野沢町の女男木	1本	野沢	大伴神社	S46.10.1
	66	28	天然記念物	チョウゲンボウ	生息地2ヶ所	伴野・鳴瀬		S53.2.1
	67	29	天然記念物	お神明の三本松	1本	上小田切	上小田切西区	S47.5.5
	68	30	天然記念物	入沢風穴	1ヶ所	入沢	三石 正長	S48.3.10
	69	31	天然記念物	キレハエビラシダ	1群	上小田切	上小田切区	S63.11.21
	70	32	天然記念物	黒沢家 コナラ	1本	湯原	黒沢家	H16.2.13
	71	33	天然記念物	児落場峠天然カラマツ	1本	入沢	佐久市	H16.2.13
	72	34	天然記念物	勝手神社のケヤキの木	1本	御馬寄	勝手神社	H15.10.30
	73	35	天然記念物	関所破りの桜	1本	甲	市川 恒世	S44.5.15
	74	36	天然記念物	山の神のコナラ群	1群	春日	春日財産区保有林	H9.3.14
	75	37	天然記念物	小野山家のエドヒガン	1本	春日	小野山 駿吉	H9.3.14
	76	38	天然記念物	蓮華寺のスギ	1本	春日	蓮華寺	H9.3.14
	77	39	天然記念物	大井家のエドヒガン	1本	協和	大井誉敬	H9.3.14
	78	40	天然記念物	福王寺のヒイラギ	1本	協和	福王寺	H9.3.14
79	41	名 勝	皎月原	1ヶ所	小田井	佐久市	S53.2.1	
80	42	無形民俗文化財	岩村田祇園におけるお船様祭り	1つ	岩村田	荒宿区	S58.9.1	
81	43	無形民俗文化財	鳥追い祭り	1つ	甲	鳥追い祭り保存会	H9.2.20	
82	44	無形民俗文化財	岩下の踊り念仏	1つ	春日	岩下踊り念仏保存会	S61.9.10	
83	45	無形民俗文化財	根神社の式三番叟	1つ	春日	根神社式三番叟保存会	S61.9.10	
84	46	無形民俗文化財	榊祭	1つ	望月	望月区	S61.9.10	
85	47	無形民俗文化財	春日日本郷地区道祖神祭り	1つ	春日	春日日本郷地区	H10.2.20	
86	48	有形文化財	金台寺の鉦	1口	野沢	金台寺	S46.10.1	
87	49	有形文化財	竹田の鉦(一)	1口	根岸	工藤光吉	S46.10.1	
88	50	有形文化財	竹田の鉦(二)	1口	根岸	工藤文武	S46.10.1	
89	51	有形文化財	平賀村中善寺大般若経	600巻	平賀	中善寺	S49.12.1	
90	52	有形文化財	下桜井村寛永の五人組帳	1冊	桜井	臼田 繁雄	S49.12.1	

指定区分		文化財名	名称	員数	所在地	所有者	指定年月日	
市指定 (百三十三)	91	53	有形文化財	永禄十一年上原筑前御恩御檢地帳	2冊	瀬戸	柳沢 譲	S49.12.1
	92	54	有形文化財	龍雲寺の中世文書	38点	岩村田	龍雲寺	S62.10.20
	93	55	有形文化財	安養寺の中世文書	7点	安原	安養寺	S62.10.20
	94	56	有形文化財	大井法華堂修験関係文書	859点	岩村田	大井道也	H1.11.6
	95	57	有形文化財	平尾大社本殿	1棟	上平尾	平尾大社	S49.12.1
	96	58	有形文化財	旧大沢小学校	1棟	大沢	佐久市	H8.6.6
	97	59	有形文化財	倉沢薬師堂(宮殿、石造薬師如来立像、加舎白雄自筆奉納俳額)	1棟	前山	貞祥寺	H10.4.30
	98	60	有形文化財	取出町百番観音	100体一式	取出町	取出町区	S49.12.1
	99	61	有形文化財	桃源院木造地藏菩薩坐像	1体	鳴瀬	桃源院	S49.12.1
	100	62	有形文化財	木造愛染明王坐像および脇侍木造両界大日如来坐像	3体	志賀	法禅寺	H1.11.6
	101	63	有形文化財	大沢村旧長命寺仁王堂應永在銘石柱	1柱	大沢	長命寺	S54.9.25
	102	64	有形文化財	正法寺多層塔	1基	根々井	正法寺	H10.12.28
	103	65	有形文化財	曆應在銘板碑	1基	中込	正楽寺	S57.3.1
	104	66	有形文化財	上直路遺跡出土遺物	一括	文化財課	佐久市	S62.10.20
	105	67	有形文化財	東一本柳古墳出土遺物	一括	文化財課	佐久市	S62.10.20
	106	68	有形文化財	北西ノ久保遺跡出土の埴輪	一括	文化財課	佐久市	S62.10.20
	107	69	有形文化財	周防畑B遺跡出土遺物	一括	文化財課	佐久市	S62.10.20
	108	70	有形文化財	中道遺跡出土遺物	一括	文化財課	佐久市	S62.10.20
	109	71	有形文化財	瀧ノ峯古墳群出土遺物	一括	文化財課	佐久市	S62.10.20
	110	72	有形文化財	後沢遺跡出土遺物	一括	文化財課	佐久市	S62.10.20
	111	73	有形文化財	田野口藩陣屋日記	372冊	臼田文化センター	佐久市	S50.11.22
	112	74	有形文化財	湯原神社青銅鯛口	1口	湯原	湯原神社	S52.3.31
	113	75	有形文化財	大宮諏訪神社青銅鯛口	1口	入沢	大宮諏訪神社	S52.3.31
	114	76	有形文化財	信濃奇勝録版木	1組	臼田	井出 敏	S52.3.31
	115	77	有形文化財	滝秩父札所観音石仏	34尊	湯原	湯原区	S53.2.17
	116	78	有形文化財	水落観音町石石仏	13尊	田口	水落山観音院	S53.2.17
	117	79	有形文化財	相沢寺平鉦	1口	臼田	相沢寺	S54.3.31
	118	80	有形文化財	弥勒寺板碑	1基	臼田	弥勒寺	S54.3.31
	119	81	有形文化財	医王寺板碑	1基	臼田	医王寺	S54.3.31
	120	82	有形文化財	御魂代石	1基	田口	新海三社神社	S55.3.31
	121	83	有形文化財	岩水秩父札所観音木像	34体	平林	岩水区	S55.3.31
122	84	有形文化財	大宮諏訪神社石棒	1本	入沢	大宮諏訪神社	S57.4.1	
123	85	有形文化財	解体人形	1体	田口	小林 勝彦	S57.4.1	
124	86	有形文化財	磨崖石仏群	5基	三分	三分区	S58.3.25	
125	87	有形文化財	軀の石像	1体	下小田切	下小田切区	S58.3.25	
126	88	有形文化財	大日宝塔	4基	三分	遍照寺	S58.3.25	
127	89	有形文化財	丸山家中世古文書	3点	田口	丸山 横太	S58.3.25	
128	90	有形文化財	新海三社神社中世古文書	3点	田口	新海三社神社	S58.3.25	
129	91	有形文化財	小太刀古狐丸	1振	入沢	日向 広邦	S60.3.28	
130	92	有形文化財	地獄極楽図	2軸	臼田	弥勒寺	S62.3.25	
131	93	有形文化財	入沢焼茶壺	1点	臼田文化センター	佐久市	S63.4.18	

指定区分		文化財名	名称	員数	所在地	所有者	指定年月日	
市指定(百三十三)	132	94	有形文化財	物部の銅印	1個	清川	上原政彦	H5.7.1
	133	95	有形文化財	蕨手刀(わらびてのたち)	1振	白田文化センター	佐久市	H5.7.1
	134	96	有形文化財	鍔帯具	1組	白田文化センター	佐久市	H5.7.1
	135	97	有形文化財	山宮家中世古文書	4点	田口	山宮博子	H8.5.1
	136	98	有形文化財	龍岡藩高札場	1棟	田口	佐久市	H9.4.1
	137	99	有形文化財	日影堂百番観音木像	100体一式	白田	医王寺	H9.4.1
	138	100	有形文化財	吉祥寺山門	1棟	入沢	吉祥寺	H10.4.1
	139	101	有形文化財	薬師堂薬師三尊像	3体	入沢	日向一族	H10.4.1
	140	102	有形文化財	泉龍院涅槃図	1軸	中小田切	泉龍院	H12.3.27
	141	103	有形文化財	磨崖青面金剛	1尊	田口	大工原一彦	H14.3.6
	142	104	有形文化財	新海三社神社中本社・西本社	2棟	田口	新海三社神社	H14.3.6
	143	105	有形文化財	大宮諏訪神社本殿	1棟	入沢	大宮諏訪神社	H15.3.6
	144	106	有形文化財	三条神社本殿	1棟	入沢	三条区	H15.3.6
	145	107	有形文化財	五輪塔群	1群	塩名田	塩名田区	S47.8.1
	146	108	有形文化財	山の神石祠	1基	御馬寄	御馬寄区	S56.8.1
	147	109	有形文化財	石仏十王像	5尊	御馬寄	御馬寄区	S56.8.1
	148	110	有形文化財	長念寺の木造阿弥陀如来立像及び胎内文書	1体	甲	長念寺	H9.2.20
	149	111	有形文化財	八幡神社の算額	1面	八幡	八幡神社	H9.2.20
	150	112	有形文化財	八幡神社の瑞垣門	1棟	八幡	八幡神社	H9.2.20
	151	113	有形文化財	八幡神社の隨身門	1棟	八幡	八幡神社	H9.2.20
	152	114	有形文化財	八幡神社の本殿	1棟	八幡	八幡神社	H9.2.20
	153	115	有形文化財	矢嶋の五輪塔	1基	矢嶋	宝泉寺	S25.12.1
	154	116	有形文化財	矢嶋道祖神	1基	矢嶋	矢嶋区	S62.10.1
	155	117	有形文化財	百番観音石仏群	100尊	春日	飯塚宗治	S61.9.10
	156	118	有形文化財	市川家の石造大日如来	1体	布施	市川豊	S61.9.10
	157	119	有形文化財	城光院の石造庚申塔	1基	望月	城光院	S61.9.10
	158	120	有形文化財	城光院の石造十王像	10尊	望月	城光院	S61.9.10
	159	121	有形文化財	城光院の石造宝篋院塔	4基	望月	城光院	S61.9.10
	160	122	有形文化財	万治の石造大日如来	1体	協和	比田井良嗣	S61.9.10
	161	123	有形文化財	福王寺の石造庚申塔	1基	協和	福王寺	S61.9.10
	162	124	有形文化財	福王寺の木造日光菩薩立像	1体	協和	福王寺	S61.9.10
	163	125	有形文化財	福王寺の木造月光菩薩立像	1体	協和	福王寺	S61.9.10
	164	126	有形文化財	福王寺の木造雨宝童子立像	1体	協和	福王寺	S61.9.10
165	127	有形文化財	福王寺の木造毘沙門天立像	1体	協和	福王寺	S61.9.10	
166	128	有形文化財	月輪寺跡の石造笠塔婆	1基	印内	印内区	S61.9.10	
167	129	有形文化財	天神の元禄の石造双対道祖神	1体	協和	天神区	S61.9.10	
168	130	有形文化財	入布施の石造片手合掌双体道祖神	1体	布施	入布施区	S61.9.10	
169	131	有形文化財	牧布施の石造庚申塔	1基	布施	牧布施区	S61.9.10	
170	132	有形文化財	不動明王立像	1体	春日	蓮華寺	H20.6.13	
171	133	天然記念物	白田トンネル産古型マンモス化石	一括		佐久市	H23.7.27	

指定区分		文化財名	名称	員数	所在地	所有者	指定年月日
国登録有形文化財	1	建造物	武重本家酒造及び武重家住宅	30棟	茂田井	武重徳衛	H12.4.21登録
	2	建造物	市川家住宅主屋と土蔵	2棟	中込	市川平八郎	H17.6.17登録
	3	建造物	佐藤家住宅主屋 他	8棟	協和	佐藤正臣	H23.10.28登録



11 高良社 (旧八幡神社本殿)



指定 国重要文化財 昭和17年12月22日
所在地 蓬田
所有者 八幡神社



旧中山道 (国道142号線) 沿いの八幡神社境内にある高良社は、八幡神社の旧本殿で、天明3年 (1783) に新たに本殿が建立されたさいに、現在地へ移されたものである。

その棟札の表の墨書銘から、現在の高良社は、延徳3年 (1492) 9月29日に滋野 (望月) 遠江守光重らによって建立されたものであることが知られる。また棟札の裏には「そもそもかの八幡宮の御事、その始め数百歳を送るといども、更に建立の始めを知らず。ここに滋野遠江守光重、望月御牧中悉く本意を致し知行をなす。その懇祈によって、かの宮をその砌に造立し奉るなり」(原漢文) と記されている。これによって、高良社 (八幡宮) の創建は、これよりさらに数百年さかのぼること、それを滋野光重らが再建したものであることが知られる。なお、高良社は「高麗社」の転訛したもので、朝鮮半島からの渡来人に関係した社であるとする説があるが、証明はされていない。

祭神は、高良玉垂命 (この神については諸説があるが、武内宿禰とする)。八幡・蓬田・桑山三か村の鎮守として広く信仰された。また武神として、歴代小諸藩主からも厚く庇護された。

構造は、三間社流れ造り、柿葺。500年前の姿を現在に伝えている。昭和17年 (1942) 12月に国宝に指定され、昭和25年 (1950) 8月に国の重要文化財に指定された。昭和40年 (1965) に解体修理工事が行なわれ、『重要文化財八幡神社境内高良社本殿修理工事報告書』が刊行された。

108 はちまんじんじゃ みずがきもん
八幡神社の瑞垣門



指 定 市有形文化財 平成9年2月20日
所在地 八 幡
所有者 八 幡 神 社

瑞垣門は、宝永5年（1708）に小諸藩主牧野周防守が大願主となって、2本足（現在は袖垣を造り付けて門を補強している）で重たい屋根を支え建っていたので有名になり、遠方からこの門を見学しながら参拝に来る人が多かったと言い伝えられている。

神社境内の建造物の中では最も古い。

109 はちまんじんじゃ ずいじんもん
八幡神社の隨身門



指 定 市有形文化財 平成9年2月20日
所在地 八 幡
所有者 八幡神社

隨身門は、天保14年（1843）小諸藩主牧野遠江守康哉が大願主で、用材のうち、櫟材は川西地方村々の山から調達され、構造は、三間一戸楼門で一階と二階の境は親柱に擬宝珠をつけた高欄の縁側を巡らしています。虹梁、桁の上の間等には浮彫り、高肉彫りの彫刻が施されて両脇の間には剣をはき弓を持った衣冠束帯の武官像を安置している。

110 はちまんじんじゃ ほんでん
八幡神社の本殿



指 定 市有形文化財 平成9年2月20日
所在地 八 幡
所有者 八 幡 神 社

本殿は、安永10年（天明元年1781）小諸藩主牧野遠江守康満が大願主となって、寺尾山、諏訪山の材木の寄進、近村の多額の寄付と、諏訪、上小、南北佐久にわたって浄財が集められ、天明3年（1783）5月27日遷宮まで3カ年の歳月を要して築造された。

大工棟梁は野沢の小泉吉右衛門で、彫刻は上州田沢花輪地方出身の京都御用御彫師高松□八郎となっている。

祭神は菅田別天皇（応神天皇）、息長帯姫命（神功皇后）、玉依姫命の三柱となっている。

IV 近代建築

1 旧中込学校校舎

（本文は『長野県史』美術建築資料編(2)建築に掲載された藤森照信博士の文章を転載した）

佐久市大字中込一八七七番地

明治八年（一八七五）（文書）

設計・施工 市川代治郎

重要文化財 昭和四十四年三月十二日指定

木造 建築面積二五八・四平方メートル 二階建 棧瓦葺 正面玄関および中央八角塔

屋根 一棟

附 学校新築請負書一冊 新築入費勘定帳一冊（明治八年）、学校新築諸入費帳

一冊（明治十一年）

解体修理 昭和四十八年

開智学校（松本市）を代表とするような漆喰塗の擬洋風の小学校は、全国的にみても、長野県と山梨県に名作が集まっている。山梨県では、そうした擬洋風のことを当時の山梨県令藤村紫朗の名から「藤村式」と名づけている。中部山岳地帯の奥深く開花した擬洋風のピークは松本の開智学校である。

山梨県の藤村式と中込学校には類似性があり、影響関係があったと推定され、また、その藤村式の小学校のいくつかに、開智学校の設計者の立石清重が学んでいることがあきらかになっている。佐久市中込に伝えられた話では、中込学校の棟梁の市川代治郎は山梨に出かけては陸沢学校（重要文化財旧陸沢学校校舎、甲府市）や県庁を作り、松本に出かけては開智学校を作ったことになっているが、こうした誤伝は事実無根なわけではなく、藤村式の代表棟梁である松木輝殷（下山大工）や、開智学校を建てた立石清重が市川と交流があったことを示すものと思われる。

中込学校を作った地元の棟梁の市川代治郎は、一種の山師的というか企業家的な性向が強く、建物としてはこれ一つを作っただけで、あとは名古屋でせつけん製造をしたり、和歌山でみかん酒製造に取り組んだりしているが、その経歴には謎が多い。その最大の謎は、伝えられるように明治初年にアメリカに渡ったかどうかである。もし、事実とすれば、欧米に学んだ日本で最初の大工ということになる。

この伝えを裏付ける資料としては、明治六年（一八七三）十二月に、市川が東京府知事の久保一翁に提出した「上申書」がある。中山道の戸田橋が大水で流されて困るから釣橋にしたらどうかという提案である。

この文書の中で、市川は、自分がかつてアメリカのサクラメントにいたが、許されればもう一度サクラメントに行つて釣橋のことを調べてきたいと述べているわけで、これは相当の自信といつていい。もし、許されれば本当にサクラメントに行かなければならないので、うそではないのである。

それともう一つ、戸田橋の釣橋の図をみると、斜張材の張り方や、アンカーの入れ方など、細かいところまで本式であり、サクラメントで工事を見聞もしくは労働者として参加した可能性もある。こうした簡易な釣橋は、アメリカの西部開拓の中で、開拓者が河を渡るため発達させたという事情もあり、その西部開拓の終着の町としてのサクラメントで市川がそれを学んだとしてもおかしくない。

中込学校は、日本の小学校建築としては異例な構成をしていて、まず、平面が開智学校などのように横長ではなくて縦長で、その前面にベランダが付いている。この縦長・ベランダ付の形式は、全国にも例が少なく、わずかに山梨の藤村式などにみられるにすぎない。このことも実は、アメリカで学んだと考えるならそう不思議ではなくなる。

なぜなら、アメリカの同時代の地方の小学校は、縦長・ベランダ付を特徴と

しているからである。

そのほか、中込学校のアメリカ的影響としては、やや唐突な細身の塔の付き方と、その表面に貼られた白ペンキ塗りの下見板がある。現状の下見板は、押縁になっていて和風だが、当初は、古図にみられるようにアメリカ式の押縁なしの下見板張であった。

沿革史料

1、市川代治郎戸田橋上申書下書

乍恐以書付奉願上候

御管下東京下谷坂本町式丁目杉浦長蔵方同居市川代次郎奉申上候、私儀元木匠職ニ而、
(明治三年)
 去巳年三月中外國人ニ被雇アメリカ國江渡り五ヶ年月、当六月中帰國仕、彼ノ國逗留
 中熟覽仕候者外國大川橋之儀鉄張金數百筋一手ニ引渡シ、夫江釣橋ニ致シ馬車・岡蒸
 氣等何様之出水ニも差支無之通路致至而弁利御座候、御國益之「ツ」ニ茂可相成与奉存
 候間、右圖ヲ以本國江引写シ度心掛候處、中山道板橋宿より厥宿之間ニ有之候戸田川
 船渡之場所見請候處、聊之出水ニ而旅行差支難波之趣見察仕候間、右戸田川釣橋ニ致
 シ候ハ、如何様之出水ニ而も通路差支無之弁利披露相成可申見込ニ付、私一手ニ而製
 造被仰付被下度、別紙繪圖面・仕法書相添奉願上候、右釣橋之儀者金往來之弁利ヲ開
 き候義ニ而所柄難波致候義者聊も無之儀且又右入用金子之儀者、信州長野縣御管下佐
 久郡下中込村百姓植松吉郎引請聊も御上様江御苦勞相掛申間敷候、右釣橋入用金高
 九千六百八拾円拾八錢七厘五毛、右諸入用金之儀者橋錢者人ニ付五厘取立、凡一日ニ
 付金八円、者ヶ月金貳百四拾円、者ヶ年金貳千八百八拾円、凡七ヶ年も相立候得者入
 用金済消ニも相成申与奉存候、然ル上者 御上様江獻橋仕度心体ニ御座候、依之書面
 之件々御一覽之上於御府御差支之儀も無御座候得者埼玉縣御役所江此旨御掛合被下置
 候様仕度、此段奉願上候、以上

第拾大區二ノ小區下谷坂本町式丁目
 式拾貳番地居住杉浦長蔵方同居

明治六百年十二月 市川代次郎

東京府知事

大久保一翁殿

以下略

乍恐奉建言候

御管下東京下谷坂下町式丁目杉浦長蔵同居市川正直奉申上候、先般大橋分廻橋相成候
 様態形差出可申越伝承仕、不願恐儀繪面奉差上候、候義者去巳年三月中亞國江渡海仕、
 於彼地再應往復候得共、真図摸写致ニ無儀急速帰國致候ニ付、今更儀概至極仕候間、
 愈以御用被仰付候ニ於テ者再度亞國江渡海仕、サッコロメント与申都會之地ニ有之分
 廻橋全圖致摸写早速帰國仕奉入御一覽候者可奉報御國恩一助与茂可相成申与存候間、
 此段不願恐謹而奉建言候、敬白

以上

参考文献

- 1、「重要文化財旧中込学校々舎修理工事報告書」昭和四十八年
- 2、小泉正太郎「中込学校について」日本建築学会関東支部研究報告36 昭和二十九年

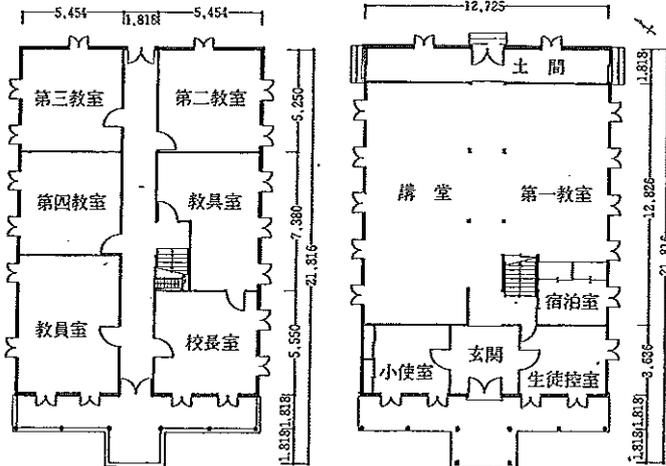
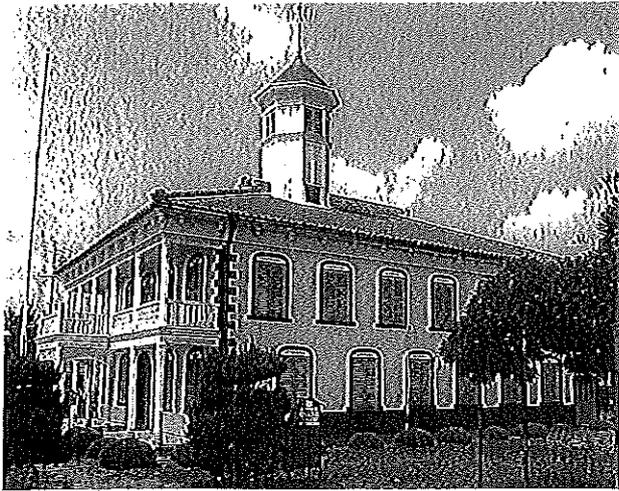
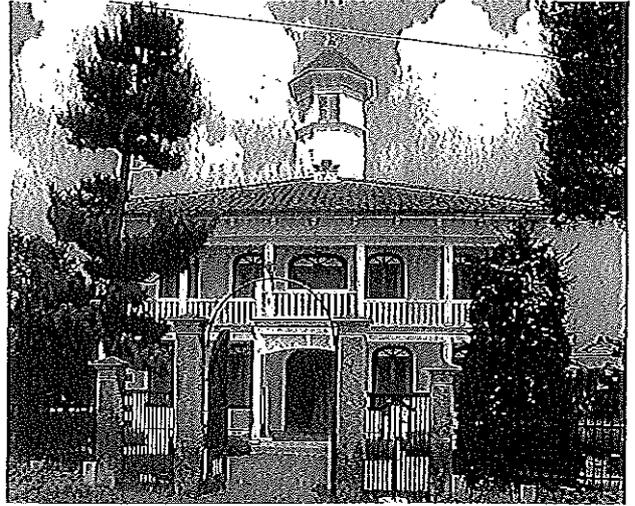


図2 旧中込学校校舎
 平面図(2階)

図1 旧中込学校校舎
 平面図(1階)



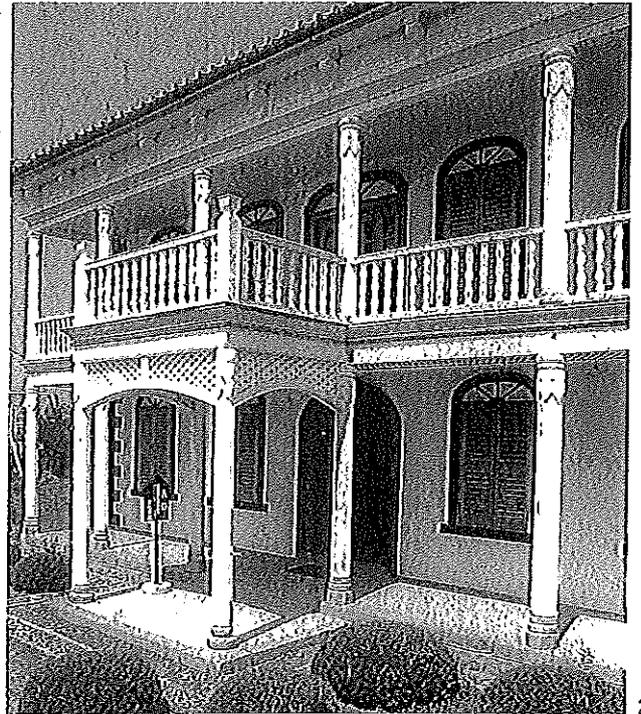
4



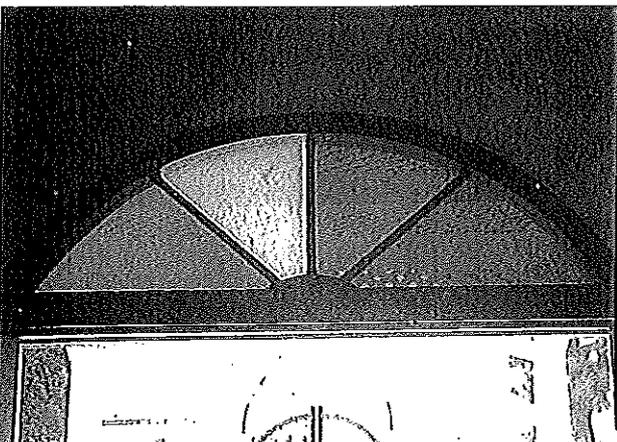
1



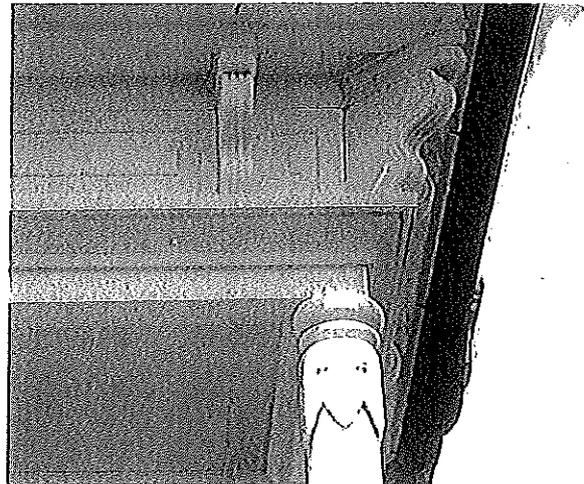
5



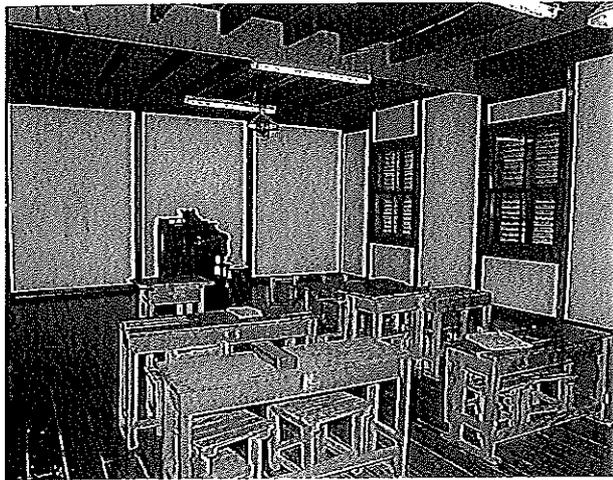
2



6



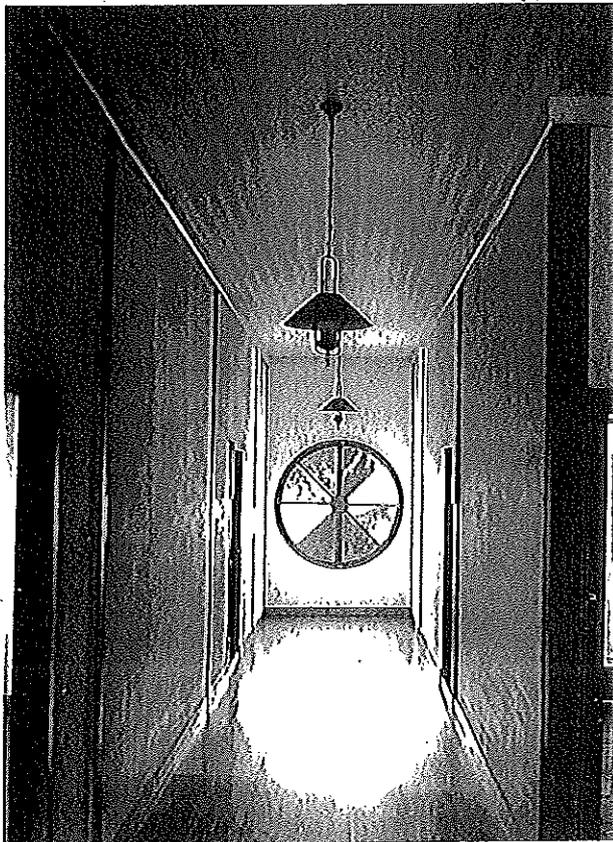
3



10



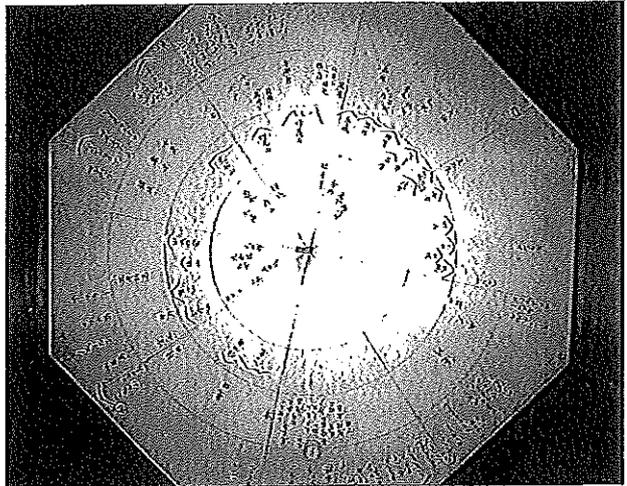
7



11



8



9

〈旧中込学校〉

1. 正面 外観
2. 同 玄関部分
3. 柱頭飾り・持送り
4. 側面 外観
5. ベランダ
6. ギヤマン窓
7. 1階
8. 紙貼り天井と中心飾り
9. 太鼓櫓の天井

10. 1階教室
11. 2階廊下

2

旧志賀村役場庁舎

佐久市大字志賀一四六一
 明治三十四年（一九〇一） 文書
 間口九・一尺 奥行九・一尺 入母屋造 棧瓦葺 車寄・階段室付属

志賀は鎌倉時代に志賀郷としてその名が記されている。志賀村は江戸時代からの村名で、明治二十二年（一八八九）の町村制施行後、昭和三十年（一九五五）まで自治体名として継続された。その後、昭和三十六年（一九六一）まで東村の大字、昭和三十六年（一九六一）以降は佐久市の大字として継承されている。町村制施行直後の戸数は二九九、人口は一五六五人であった。豪農神津家（赤

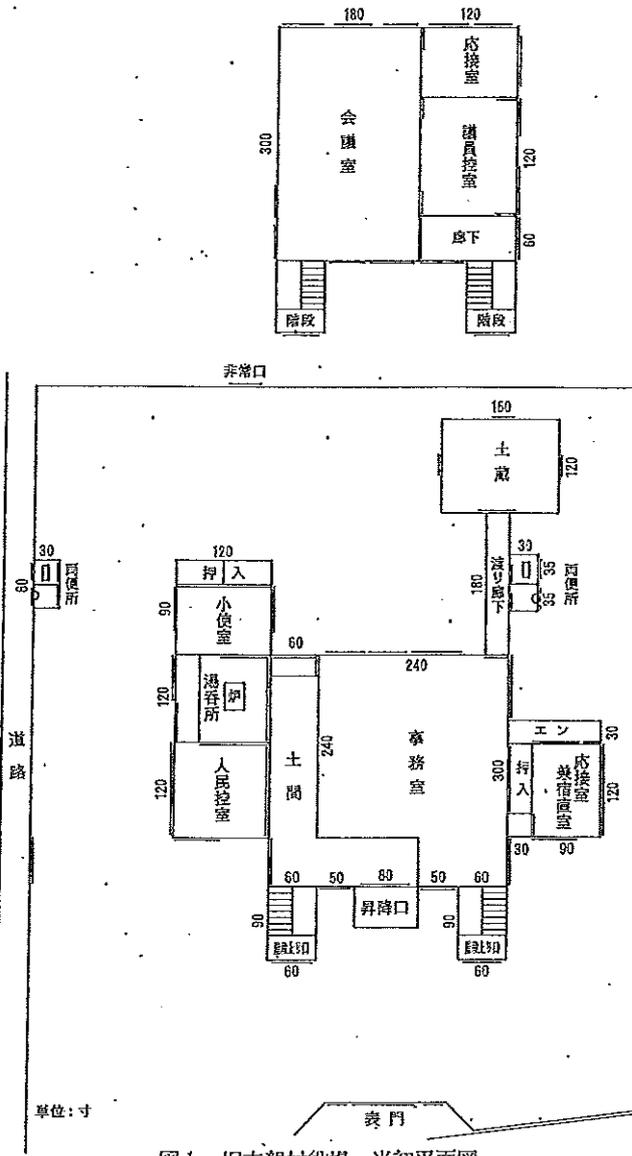


図1 旧志賀村役場 当初平面図

形式である。木骨様式は長野県では明治二十年代に普及しはじめている。明治十年代までは擬洋風の学校が盛んに建てられた。これらの外壁は漆喰仕上げの大壁であった。しかし、軒の出が短く、伝統的な土蔵の収まりと異なっていたために、すぐに亀裂や剝落が生じてしまった。この欠陥は木造国日本では外壁を下見板張りとするこ

とで克服した。これをもってここの「西洋建築」の様式が木骨様式であったのである。県内では長野県会議事堂（明治二十年、翌日焼失、棟梁立石清重）や長野県尋常師範学校（同年、同四十一年焼失）が下見板張り建築の初期の例で、小学校では旧屋代小学校校舎（明治二十一年、更埴市）が早い例である。佐久では明治二十五年に大沢尋常小学校の校舎が下見

壁があり、幕末の老太郎・清太郎の代には薬用朝鮮人参栽培を地場産業に育て、猛は島崎藤村の『破戒』の自費出版費を提供したり地方自治に貢献した。また、藤平は国立種馬所を誘致したり、山ノ内町にスキー場を開設、志賀高原と命名して出身地「志賀」の名を世界に広めた。志賀村役場庁舎は、明治三十三年五月に着手された志賀小学校校舎新築工事（翌三十四年十月竣工）に続いて、同年十二月に着手された。このときの設計仕様書が残されている（三資料V志賀村役場建設資料参照）。建物の特徴は、まず、外壁の下見板張りである。下見板張りの隅には厚板で柱形を表現している。この様式は、日本の伝統である真壁造りの土壁部分を下見板張りに変えたような形式で、一八世紀末期ごろからアメリカの木造住宅様式として用いられるようになった木骨様式（スティック・スタイル）を応用した形式である。

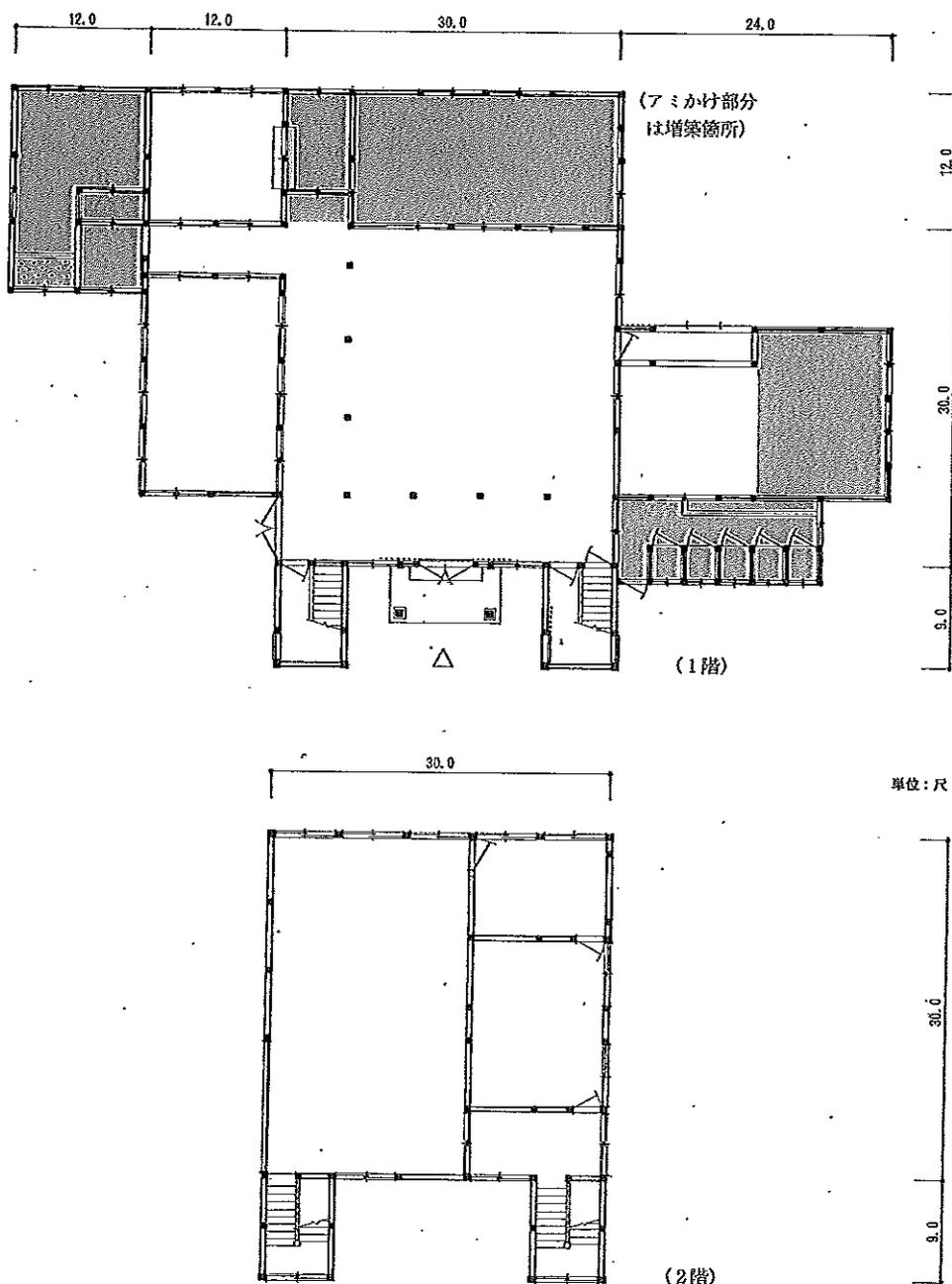


図2 旧志賀村役場 平面図

板張りで建てられた。『校舎新築目論見帳』（『大沢小学校閉校記念誌』所収）には、この下見板張りを「西洋下見張」と記している。これが志賀小学校にも継承されている。志賀小学校校舎の場合には、庇に軒先飾りがつけられており、地元の大工の洋風建築に対する認識が深まっていたことを示している。志賀小学校の直後に建てられた役場庁舎では、車寄（玄関）の柱頭飾り、網代形の張り天井などがうまく収まり、こうした擬洋風建築に熟練してきた様子がうかがえる。

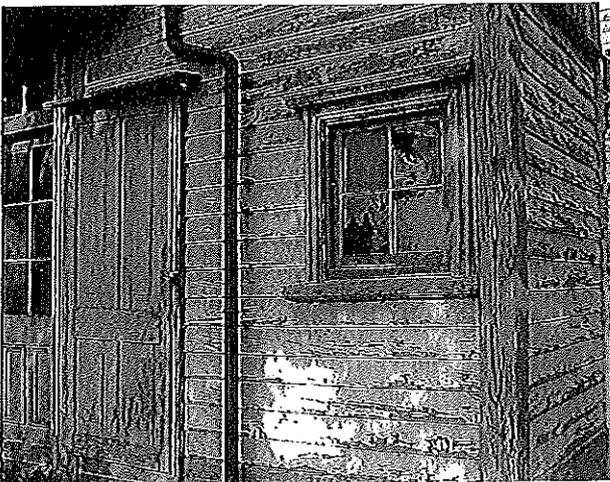
なお、内部の天井は紙張りである。志賀小学校では講堂と奉置室を紙張り天井として、ほかは板張りの「西洋天井」（役場文書）としているので、紙張り天井は上等の仕上げと考えられていたとみられる。



4



5

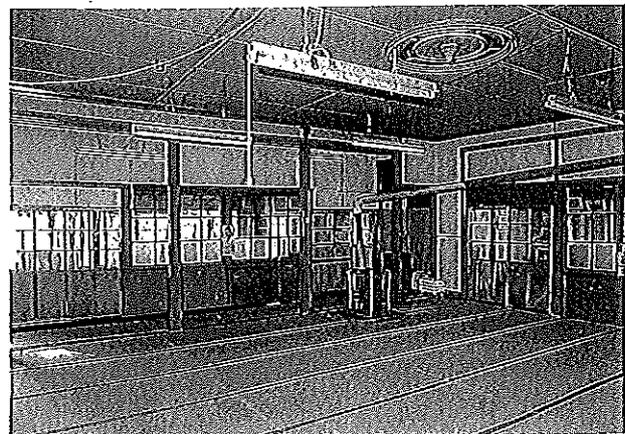


6

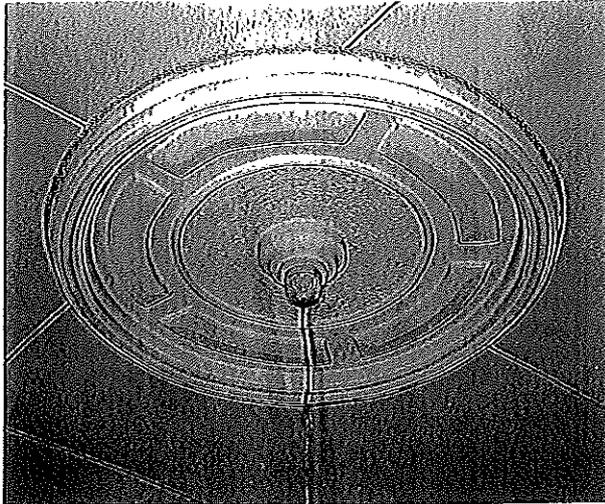
〈旧志賀村役場〉



2



3



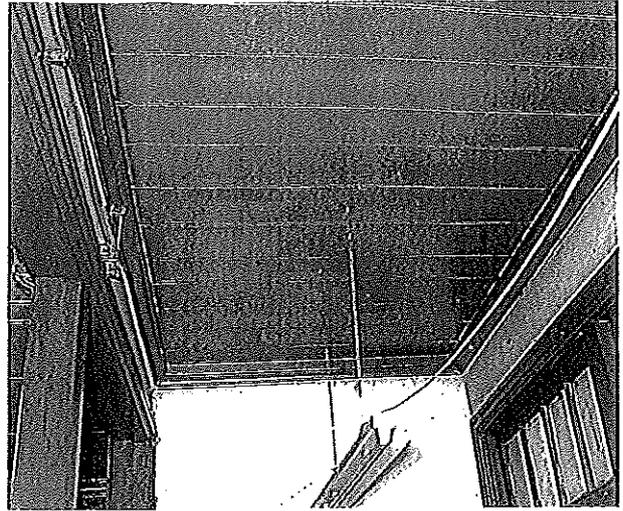
10



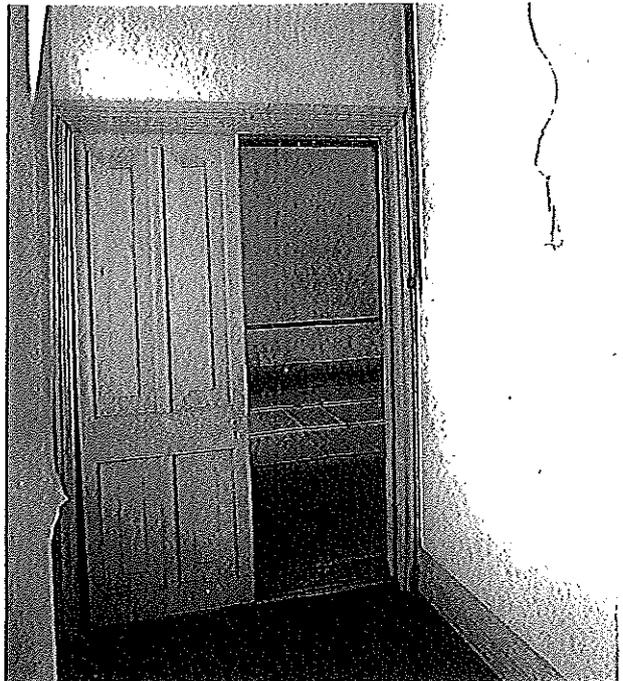
7



11



8



9

〈旧志賀村役場〉

1. 正面
2. 背面 (左は役場土蔵)
3. 1階 (旧事務室)
4. 階段手摺り
5. 2階 (旧会議室)
6. 階段室外部
7. 車寄せ (玄関) 見上げ
8. 1階天井 (当初部分)
9. 2階出入口
10. 中心飾り
11. 外観